

宮古市内で実施されるインターンシップや採用試験を受けられる方へ



# 岩手県宮古市 若者就職活動支援補助金



宮古市内の企業へのインターンシップや職場見学、採用試験等へ参加するための「交通費」と「宿泊費」の一部を補助します。

## 支援内容

対象者	宮古市外に在住する学生または、既卒3年以内の29歳以下の若者			
対象条件	次のいずれかを満たすこと ①宮古市内企業のインターンシップへの参加 ②宮古市内企業の職場見学、個別相談会、採用試験などへの参加 ③宮古地域雇用対策協議会などが主催する「就職面談会」への参加 ※「宮古市内企業」のうち、国・地方公共団体（公務員）や、親族が経営している企業等は対象外です。 ※ 条件に合致しない等、対応出来かねる場合もありますので、 <b>申請される方は、必ず事前に問い合わせ先にご相談ください。</b>			
補助額	居住地域により補助額は異なります。補助上限額以内であれば、同一年度内に3回まで申請できます。			
		補助限度額		
	居住地域	往復の交通費 (1回あたり)	宿泊費 (1泊あたり)	合計 (年度内1人あたり)
	岩手県内	3,000円	3,000円	20,000円
東北地区	5,000円	20,000円		
東北地区以外	10,000円		30,000円	

## 補助金交付例

(例) 東京都（居住地）から市内企業のインターンシップへ参加した場合



上記（例）の場合、交通費（居住地の最寄駅から宮古駅までの往路（18,000円）と復路（18,000円））に対して**10,000円**、宿泊費8,000円に対して**3,000円**、合計**13,000円**を交付します。補助上限額に達するまでは年度内（4月～翌年3月）に3回まで申請できます。

申請方法は裏面をご覧ください

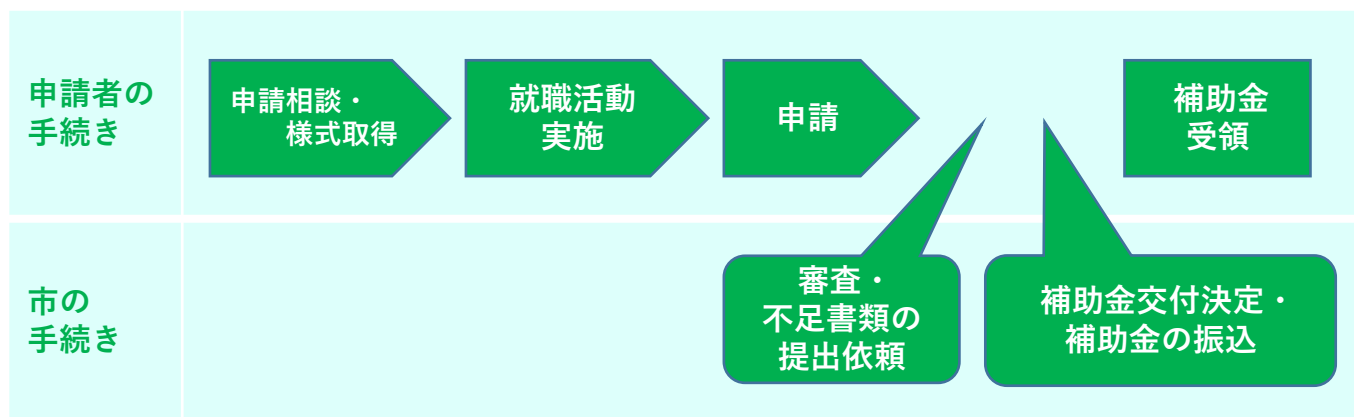


## 申請手続きの流れ

①申請相談	申請される方は、必ず事前に問い合わせ先にご相談ください。
②申請様式取得	「宮古市若者就職活動支援補助金交付申請書（様式第1号）」と「宮古市若者就職活動支援補助金請求書（様式第5号）」を宮古市ホームページよりダウンロードして取得してください。
③就職活動実施	「申請書（様式第1号）」を市内就職活動実施会場に持参して、「事業者・主催者確認欄」に必要事項の記入・押印を依頼し、対象となる就職活動に参加した証明を受けてください。 また、利用交通機関と宿泊施設の領収書の発行を依頼し保管してください。
④申請書類提出	以下の書類を宮古市企業立地推進課に提出してください。 「窓口を持参、郵送、Eメール」のいずれかの方法での提出が可能です。 (※1) ・申請書（様式第1号） ・請求書（様式第5号） ⇒請求書は郵便番号、住所、氏名のみ記入してください ・「居住地」と「生年月日」と「在学」を確認できる書類の写し (運転免許証、学生証、マイナンバーカード、健康保険証等※2) ・交通費・宿泊費の領収書等支払を証明できるものの写し ・振込指定口座の通帳等の写し
⑤提出書類の審査	申請者から提出された書類を、市が審査します。 不足書類があった場合、追加書類の提出を求める場合があります。
⑥補助金の交付決定～ 補助金の振込	審査後、申請者に「交付決定通知書」を郵送します。 その後、申請時に指定した口座へ補助金を振り込みます。

※1 就職活動を行った日の属する年度内に書類を提出してください。

※2 住民登録地と実際の居住地の住所が異なる場合は、「公共料金の領収書」や「居住地が記載されている郵送物・メール便」等の写しを提出してください。



## 申請・問い合わせ先

宮古市商工労働部 企業立地港湾課（宮古市役所2階）

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL：0193-65-7072 FAX：0193-63-9120

メールアドレス：[kigyo@city.miyako.iwate.jp](mailto:kigyo@city.miyako.iwate.jp)

宮古市若者就職活動支援補助金ホームページ

<https://www.city.miyako.iwate.jp/gyosei/soshiki/kigyoritchi/4/8/3077.html>

